

イスタンブール条約：
女性への暴力及び家庭
内暴力の防止と対策に
関する欧州評議会条約

SAFE FROM FEAR
SAFE FROM
VIOLENCE

COUNCIL OF EUROPE



CONSEIL DE L'EUROPE



この条約の目的は何ですか？

■ 「女性に対する暴力及び家庭内暴力（ドメスティックバイオレンス）の防止と対策に関する欧州評議会条約」は、この深刻な人権侵害への取り組みを目的とした最も汎用性の高い国際条約です。この条約は、女性に対する暴力の撲滅を目的としており、ヨーロッパをはじめ全世界をより安全な場所にするための大きな一歩となります。

■ 暴力を防止し、被害者を保護し、加害者を訴追することが、この条約の基本方針です。また、社会のすべての構成員、中でも特に男性と少年に対し、女性への接し方を見直すよう呼びかけることで、個々人に態度と考え方を改めるよう促しています。その本質は、女性と男性の間のより平等な関係を改めて訴えるものです。なぜなら、女性に対する暴力は、社会における女性と男性の間の不平等に深く根ざしており、不寛容と否定の文化が原因となって今に続いているからです。

条約の画期的な特徴

■ イスタンブール条約では、女性に対する暴力を、人権侵害や差別の一形態とみなします。つまり、このような暴力に適切に対処しない国家はその責任を負うことになります。

■ これはジェンダーの定義を含む初の国際条約です。つまり、女性・男性は生物学的な女・男であるにとどまりません。むしろ女と男に特定の役割と行動を割り当てる社会的に構築された「ジェンダー」というカテゴリーが存在するということが認識されたのです。調査によると、特定の役割や行動が、女性に対する暴力を容認させる原因となっていることがわかっています。

■ この条約では、女性器切除、強制結婚、ストーカー行為、強制中絶、強制的な不妊手術などの刑罰化を定めています。これにより初めて、各国は自国の法制度において、これらの行為を重大な犯罪として位置付ける義務を負うことになります。

■ 同時に、すべての関連する国家機関やその他団体に対し、女性に対する暴力や家庭内暴力に取り組むために相互に協力して行動することを求めるものです。これにより、国家機関やNGOは単独で行動するのではなく、協力のための枠組みを形成しなければなりません。

条約締約国はどのような行動を求められていますか？

予防

- ▶ 女性に対する暴力を容認するような態度、性別の役割、固定観念を改めること。
- ▶ 被害者対応の専門家を育成すること。
- ▶ 様々な形態の暴力とそれが心身に与える傷や悪影響について理解を高めること。
- ▶ すべての教育段階において、平等問題に関する教材をカリキュラムに含めること。
- ▶ NGO、報道、民間企業と協力して、一般の人々への働きかけを行うこと。

保護

- ▶ 被害者のニーズと安全性を中心に据えて対策を行うこと。
- ▶ 被害者とその子供たちのための医療支援、心理的・法的カウンセリングを提供する専門的な支援窓口を設置すること。
- ▶ 十分な数のシェルターを設置し、無料で利用可能な24時間対応の電話相談窓口を導入すること。

訴追

- ▶ 女性に対する暴力の刑罰化と、適切な処罰を確保すること。
- ▶ 文化や慣習、宗教、または「名誉」を理由とした暴力行為を容認しないこと。
- ▶ 捜査や司法手続が行われている期間に、被害者に対して特別な保護措置を提供すること。
- ▶ 支援を求める声に対し、法執行機関が即座に対応、危機的状況に適切に対処することを保証すること。

総合政策

- ▶ 上記すべての措置が、包括的かつ協調的な一連の政策の一部として、女性に対する暴力と家庭内暴力に対する包括的な対処策となりうるよう確保すること。





条約によって守られるのは誰？

■ この条約は、年齢や人種、宗教、社会的出身、移民/難民、性的指向などにかかわらず、あらゆる属性のすべての女性と女兒を対象としています。女性・女兒の中には、特に暴力を受ける危険性が高い人たちがおり、国家は彼らの特定のニーズを考慮しなければなりません。また女性だけでなく、男性、子ども、高齢者など、その他の家庭内暴力被害者にも条約を適用することが奨励されています。

この条約の下ではどのような行為が犯罪とみなされますか？

■ 条約では、締約国に対し、以下のような行為を刑罰化するか、またはその他の方法で制裁することを求めています。

- ▶ 家庭内暴力（身体的、性的、心理的、経済的暴力）
- ▶ ストーカー行為
- ▶ レイプを含む性暴力
- ▶ セクシャルハラスメント
- ▶ 強制結婚
- ▶ 女性器切除
- ▶ 強制中絶、強制的な不妊手術

■ この条約では、女性に対する暴力や家庭内暴力はプライベートな問題ではないということを明確に示しています。むしろ、家庭内で行われた犯罪が心身に与える深刻な傷や影響を強調するべく、暴力行為が配偶者やパートナー、家族の一員によって行われた場合、その加害者にはより重い刑罰を科すことができると規定されています。



条約の履行状況はどのように監督されていますか？

■ この条約では、条約の規定がどの程度実行されているかを評価するための監督システムを設けています。これは、独立した専門家集団である「女性に対する暴力及び家庭内暴力への対策に関する専門家グループ」(GREVIO)と、条約締約国の代表で構成される政治機関である「締約国会合」の2つの柱から成り立っています。このシステムによる調査結果と政策提言は、各国による条約の遵守と、その実効性の長期的な保証に寄与します。

www.coe.int/conventionviolence
conventionviolence@coe.int

www.coe.int

欧州評議会は、ヨーロッパを代表する人権機関であり、欧州連合の全加盟国を含む47の加盟国で構成されています。欧州評議会の全ての加盟国は、人権、民主主義、法の支配を保護することを目的とした条約である欧州人権条約に署名しており、欧州人権裁判所は、加盟国による同条約の実施を監督しています。

COUNCIL OF EUROPE



CONSEIL DE L'EUROPE